

組合員各位

令和2年5月22日
大分県社交飲食業生活衛生同業組合
理事長 佐藤 昭次郎

水道料金減免・新制度の創設のご案内

平素より組合運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日ご案内の大分市の水道料金全額免除の制度は、私共のようにテナントで入居している営業店舗は、家賃込で支払いしているため恩恵を受けられない旨、市長への要望書でお伝えしたところ、早速、制度が追加されましたので、ご案内致します

資 格

大分市小規模事業者店舗家賃支援事業（大分市の上限8万で3ヶ月、24万円助成金制度）を申請した事業者

申請期限

- 6月請求分（4，5月使用分）の減免申請は、令和2年6月8日月曜日必着
 - 7月請求分（5，6月使用分）の減免申請は、令和2年7月7日月曜日必着
- 上記、ビル等のオーナーと契約して支払った金額を減免

- ・大家さんに記入の協力依頼をして大家さんに提出していただく
 - ・添付書類に「大分市小規模事業者店舗家賃支援事業決定通知書」が必要ですが、決定通知書が市の都合で遅れているので、後日来てから提出して良いそうです、家主さんに伝えてください。
- 休業して水道はあまり使っていない方も、大家さんに相談してください。
- *下水道使用料は減免対象になりません

添付書類

- 1、本文
- 2、チラシ（裏表印刷）1枚
- 3、水道料金減免申請書兼誓約書 1枚
- 4、上記申請書兼誓約書 記入例 1枚